

清末における中国人の日本語観
——日清国交締結前後を中心として——

(要旨)

氏名 閻 立

これまで清末における中国人から見た日本をテーマとする研究は数多く行われており、さまざまな視角から中国人の日本語観が論じられている。しかし、その中で言語の見地から、中国人の日本語観について論じた研究は極めて少ない。清末における中国人から見た日本像を全体的に把握するには、彼らの日本語観を究明することは不可欠である。本論文は1871年に日本と清国の間で日清修好条規が締結される前後に焦点をあて、清末における中国人の日本語観を考察したものである。

この問題を解明する前提として、まず多民族の統合体である清朝の言語体制を究明する必要がある。その言語体制が外国語を取り入れる際にどんな役割を果たしていたかという問題は日本語の位置づけにも関わっている。

1858年から1860年までの間に清朝と列強国との間では相次いで不平等条約が締結され、清朝は西洋の条約体制に加入させられた。その結果、こういった条約国の言語を学習する必要性から外国語学校を設立するに至った。しかし、このような外国語学校には朝貢国の諸言語は含まれていなかった。

近代に入って中国人が日本語について取り上げ始めたのは日清修好条規の準備段階からであった。清朝の言語体制の枠組みの中で日本語の位置付けはどのようなものであったか、また他の条約国の言語との対照において中国人の日本語観はどうであったか。そして、彼らの日本語観はどのように変化してきたかという問題を究明することが本論文の目的である。

本論文は六章に分け、主に史料分析を中心にして論述した。各章の内容は要約すると次のようになる。

第一章では清朝の言語体制を明らかにした。周知のように清朝は満洲人の王朝であり、蒙古文字に基づいて創られた満文が「国語」となっていた。しかし、北京に都を定めてから、政府の機関の運営と社会の安定を図るため、満洲人支配者は漢語と漢文を温存せざるをえなかった。さらに、かつて「夷人」であった満洲人は「中華」の皇帝に転身したその正統性を示すため、周辺の朝貢国との往来文書を従来のままの漢文にしたのである。

しかし、八旗内部では「国語」の使用が終始要求されていた。そのため多様な学校を設け、八旗子弟に満文と漢文を学習させた。結果として満漢の翻訳は八旗子弟の独占物となり、満文の漢化が遅れることとなった。一方、西北の外藩地域やロシアとの間では漢文が完全に排除され、満文が「国語」の役割を担っていた。こうして従来の一元的な「漢字圏」が打破され、「非漢字圏」が創出された。そのため統一の国語政策をとることができず、多元的な言語世界が並存し、満洲人がその多言語間の翻訳の主導権を握っていたのが清朝の多言語体制の特徴であった。

第二章では従来の言語体制における近代外国語学校の位置づけについて考察した。1858年に清国と欧米列強の間で結ばれた一連の天津条約によって、清国は西洋の条約体制に編入させられた。しかし、新体制の導入によって朝貢体制は崩壊されることはなかった。「条約体制」と「朝貢体制」は平行して機能していた。条約国から外国語の学習を要求されたため、北京、上海、広州で外国語学校が開設された。外国語学校の設立に対して清政府内部で反対が出なかった理由は、おそらく柔軟性に富んだ清朝の多言語体制が西洋言語を容易に取り入れる土台となっていたためといえよう。学生は主に八旗子弟に限られ、学校で英語を中心にしてフランス語やロシア語などの条約国の言葉を学習していた。上海を除いて、北京と広州の学校は全体からいえば、ほとんど清朝本来の言語体制の枠組みを超えていなかった。

第三章では日清修好条規をめぐる日本語の位置づけを明らかにした。明治維新後の日本は近代国家の建設にあたって領土問題や周辺諸国との関係などの問題に直面した。これらの問題を解決するためには従来中国を中心とする漢字圏の朝貢体制を打破し、清国と平等な条約関係を締結することが要求された。

日本側の締約の要求に対して、清国側では李鴻章を代表とする洋務派が日本の軍事力を認め、反対派を押さえて条約を結ぶことを主張した。李鴻章のとった方策は、「精通中華文字」（中国の文字に精通する）日本と連合し、「以為我用」（わが用になる）という目的をもって日本との締約を進めることであった。1871年に締結された日清修好条規は日本側にとって清国と平等関係を結ぼうとする目的が一応達成されたといえるが、清国側にとってそれは同じ漢字圏という前提の下に結んだ条約でしかなかった。特に、条規の中で外交公文の使用言語に関する規定は明らかに漢文が上位に位置付けられていた。

中国側は明治維新後の日本の国力を認め、一応他の条約国と同じように位置づけたものの、日本を漢字圏の一国と見なし、漢文の優越性を捨て去ることはなかった。そういう考

えを持っていたので、各外国語学校には日本語科が設立されなかったのである。

第四章では日本の台湾出兵をめぐる日清両国が違う論理を使って、対処していることについて論証した。「わが用になる」と思われた日本は日清修好条規を締結した直後に台湾に出兵した。この台湾出兵をめぐる日清両国が交渉する際、「化外」や「版図」などの概念について、日本側は万国公法の概念に基づいて解釈し、清国側の朝貢体制に基づいた中華的な解釈を無視し、漢字圏から脱しようとしていたことが明らかになった。この点について、清国側がまだ日本の姿勢を十分に読み取っていなかったため、最後の北京専条の条文中に、琉球の帰属問題について日本側に有利な内容が書かれる結果となった。

第五章では初代駐日公使団が日本語と接触した際の彼らの日本語観について論じた。1877年に日清修好条規の内容に従って清国初代駐日公使団が来日した。直面した外交交渉は琉球の帰属の問題である。「同文」と中国側が見なしていた日本が漢字圏的な論理を拒否し、万国公法的論理を援用して清国と交渉してきたため、日清交渉は難題に突き当たった。

その一方で、公使団の人々は中国語と違う意味を持つ日本語の漢字に対して強い興味を持っていた。また、日本語の通訳不足などの問題で悩んだ公使団側は日本語学習の必要性を認識し、駐日公使館で日本語学校を設立する計画を立てるに至った。

第六章では公使館の書記官である黄遵憲の日本語観を明らかにした。彼は在日の四年間に日本研究を行い、『日本雑事詩』を出版し、『日本国志』の草稿を書き終えている。黄遵憲の日本語に対する最初の認識は他の中国人と同じように「同文」であったが、日本研究が進むにつれて、彼は日本語と中国語の違いに注目するようになった。彼は日本語を外国語として、音韻、文字、文法から論じている。彼は中国人が英語の勉強に熱心であるのに対して、日本語に対して関心の乏しい態度を指摘している。

また、同時代の知識人と違った視点から日本語を見ていた黄遵憲は仮名の近代性を認め、中国の文字改革を提案した。当時洋務派の教育における改革の内容は主に西洋言語を学ぶ学校を開設し、軍事工業を中心とする分野の翻訳などを行うことであった。その学生の採用範囲は少数の八旗子弟及び一部の漢人に留まっていた。国民的な教育の重要性をまだ認識していなかったためである。来日した黄遵憲は明治維新後の日本を見て、「文明開化」は国民全体が教育をうけた結果だと考えた。中国文字が難しく、それを改革しない限り、日本と同じように婦人や子供が読書できるようにすることは実現できない。彼の国民教育のために文字改革を行わなければならないという提案は五四運動以後の中国文字改革及び白話運動に大きな影響を与えた。

清末における中国人は「弱肉強食」の国際情勢の中で、清国を守るために日本という国の重要性を認識し、あえて日本と修好条規を締結し、日本を条約国の一員にした。しかし、日本と日本語に対する認識は必ずしも一致していなかった。すなわち日本語を朝貢国の言語として扱っていたのである。しかし、日本側は急速に漢字圏の論理から脱出しようとしていた。台湾出兵や琉球問題をめぐって清国と交渉する際、万国公法の論理を利用して清国の原理を突き破った。一方、来日の初代公使団の書記官である黄遵憲は日本研究に従って、日本語についての認識を変えるに至った。彼の考えは中国人の日本語観の変化の一側面を示している。

近代日中交流の研究分野の拡大とともに、中国人の日本語観に関わる研究では、より多様な側面から考察し、より広い視点から考察する必要がある。各章で考察してきた問題の深化と理論化を今後の課題としたい。